

『遺老説伝』の沖縄語テキスト化

—首里地域に関わる冒頭部の首里方言訳—

Making Okinawan texts of "Irô-setsuden" (a Ryukyu Kingdom book of folktales) : the translation of the beginning sections about the Shuri-region into the Shuri dialect

西 岡 敏

1. はじめに

首里王府時代に編纂された説話集『遺老説伝』の沖縄語テキスト化については、「沖縄語首里方言による民話テキスト『眠い虫次良』^{にぶ むしじら}」（西岡敏 2005）で提示したことがある。今回、その続編として、冒頭の七つの説話を首里方言に翻訳した^(註1)。これら説話は、嘉手納宗徳1978:230-231の「遺老説伝説話分布図 A地域」に、首里地域の説話として掲げられている。『遺老説伝』の説話に出てくる地域は、沖縄島のみならず、周辺離島、宮古八重山地域にまで及んでいる。説話の舞台となっている地域ごとの「地元方言訳」を行なっていければと考えている。

2. テキスト提示の仕方（凡例）

説話ごとに1～7までの番号を付した。『遺老説伝』の原文には目次と題が付されていないが、嘉手納1978:79には目次に題が付されている。それを【】で囲んで示した。そのあとに、琉球史料研究会1960に付されてある題を〈〉の中に示した^(註2)。その題を首里方言に翻訳したものを//の中にカタカナと音韻表記で示した。それぞれの説話の一文ごとに番号を付けて表示している。そのあと、漢字仮名交じり表記、音韻表記^(註3)、翻訳元になった日本語を順に掲げている。漢字仮名交じり表記の漢字は、漢文原典を尊重したものもあるが、多くのところで便宜的な当て字も行なった。ルビを含めたかな表記は西岡2000のものを用いる。音韻表記は『沖縄語辞典』（国立国語研究所[編]1963）の表記を用いている。翻訳元の日本語は、嘉手納1978の読み下し文をおもに参考にしたが、琉球史料研究会1960の口語訳も部分的に参考にしている。

3. 首里方言テキスト

1 【世誇宮を創建し、即位の礼を行ふ処となせしこと】 〈世誇宮（よぼこりぐう）〉 / ユ

ブクイグー 'jubukui-guu /

- (1) ^{んかし} ^{ゆー} ^{くに} ^い ^{ふいつちー} ^{くんし}
昔ぬ世から、国んでい言ゆるむの一、一日やていん、君子ぬ、めんそーらんでいぬ
^{くと} ^{ねー}
事一無びらんたん。

'Nkasi-nu 'juu-kara, juni-Ndi ?juru munoo, hwiQcii 'jati-N, kuNsi-nu meNsooraN-di-nu kutoo nee-biraNtaN.

昔の世から、国家は、一日も君子がおられなくてはなりませんでした。

- (2) ^{うす} ^が ^{なし} ^{めー}
あんさびーくとう、御主加那志前ぬ、みーうとういしみしえーるばす、^{をーじ} ^が ^{なし}
^{しーちじうじょー} ^{ゆぶくいぐー} ^{しし} ^い ^{すくい} ^{りー} ^{うく}
継世御門から、世誇宮んかい、進み入っち、あんし、即位ぬ礼、行なみしえーびたん。
ん。

?aNsabii-kutu, ?usuganasiimee-nu mii?utui si-miseeru basu, 'oozi-ganasii-ja siicizi-?uzoo-kara, 'jubukui-guu-Nkai, sisimi-?iQci, ?aNsi, sukui-nu rii, ?ukuna-misee-bitaN.

そこで、王がおかぐれになった時、世子は、継世門より、世誇宮に進み入り、そして、即位の礼を行ないました。

- (3) ^い ^あ ^{あと} ^{むるむる} ^{しん} ^か ^{ちー} ^が ^{りー} ^う
うりから、忌み明きっしぬ後一、諸々ぬ臣下から、慶賀ぬ礼、受きみしえーびたん。
?urikara, ?imi?aki-Qsi-nu ?atoo, murumuru-nu siNka-kara, ciiga-nu rii, ?uki-misee-bitaN.

それから、喪に服する期間が終わった後で、群臣から、慶賀の礼を受けました。

- (4) ^{んかしえ} ^{ゆぶくいぐー} ^{むんだしー} ^{あとう} ^{はじ} ^た
うりにゆってい、昔一、うぬ世誇宮や、百浦添ぬ後に初みてい建ていてい、あん
^{りー} ^{うく} ^{とうくる} ^き ^{くとう}
し、うぬ礼、行なゆる所とうっし、決みみそーちゃんでいぬ事やいびーん。

?uri-ni-juQti, 'Nkasee, ?unu 'jubukui-guu-ja muNdasii-nu ?atu-ni hazimiti tatiti, ?aNsi, ?unu rii ?ukunajuru tukuru-tuQsi, kimi-misooocaN-di-nu kutu 'jaibiiN.

これによって、昔の時、この宮を国殿の後に創建して、そして、その礼を行なうことしたと言うことです。

2 【刑法を定めて人民を治むること一刑罰の始】 〈上古の世（おおむかしのよ）〉 / ウー

ンカシヌ ユー ?uuNkasi-nu 'juu /

- (1) ^{うーんかし ゆー}大昔^{くに じゅく}ぬ世や、^{くに じゅく}国ぬ俗、^{くめーきてい、}くめーきてい、^{つちゆ くくる}人ぬ心、まくとう、まっとーばやいびーた
ん。

'juuNkasi-nu 'juu-ja, kuni-nu zuku, kumeekiti, Qcu-nu kukuru, makutu maQtooba
'jaibiitaN.

大昔の世は、風俗質素、人心誠実でした。

- (2) ^む若しか、^{つちゆ}人んかい、^ゆ良からん事^{くとう あ}ぬ有れー、^{うかみがなしー あらわ}しぐ御神加那志ぬ現りみそーち、^{ていー}一
な一、^{つちゆ ふいー}うぬ人ぬ非、^{いーびぬ}指貫ちしみそーち、^{うとうが}あんし、うり、御咎みみしえーびたん。

musika, Qcu-Nkai, 'jukaraN kutu-nu ?aree, sigu ?ukamiganasii-nu ?arawari-
misoooci, tiici-naa, ?unu Qcu-nu hwii, ?iibi-nuci si-misoooci, ?aNsi, ?uri, ?u-
tugami-misee-bitan.

もし、人に善くないことがあれば、すぐに神が出現して、遂一その人の非を指し、そ
して、それを懲戒しました。

- (3) ^{あた}うぬばすんかい^{ふーび ばち ねー}当てー、褒美ん罰ん無やびらんたん。

?unu basu-Nkai ?atatee, huubi-N baci-N nee-jabiraNtaN.

この時にあたっては、賞罰というものはありませんでした。

- (4) ^{ゆー みち}世ぬ道ぬ、^{うとう}衰りてい、^{つちゆ くくる}人ぬ心、^{しでー}次第に、^か変わてい^い行ちゆる^{くとう うゆ}事に及でい、^{しめ}終ーねー、
^{うかみがなしー あらわ}御神加那志や、^{くと ねー}現りーんでいぬ事一、無やびらんたん。

'juu-nu mici-nu ?uturiti, Qcu-nu kukuru, sidee-ni kawati ?icuru kutu-ni
?ujudi, simee-nee, ?ugamiganasii-ja ?arawariiN-di-nu kutoo, nee-jabiraNtaN.

世の道が衰微し、人心が次第に変わるに及んで、とうとう神は世に現れなくなりまし
た。

- (5) ^{いゆ}うりからんでい^{げー むふん}言るむの一、^{やから}害、^{ちから}謀反、^{たぬ}しーくわーする輩ぬ、^{ほー}力、^{ほー}頼でい、^{ほー}法、
^{をうか}犯ち、^{いちゆ}うぬ勢いんかい、^{くにか}しかでい、^{しーじむ}めーしたらみちするぐとうなてい、^{くに}国ぬ政治向
ちえー、^{みだ}だてーん、^{みだ}乱りていねーやびらんたん。

?urikara-Ndi ?juru munoo, gee, muhuN, sii-kwaasuru 'jakara-nu, cikara tanudi,
hoo 'ukaci, ?unu ?icui-Nkai sikadi, meesitaramici suru gutu nati, kuni-nu
siizi-mucee dateeN midariti nee-jabiraNtaN.

ましてや、乱逆の輩が権力を頼んで、法を犯し、その勢力を懼れ、それによって、へ
つらいが生じ、国政が大いに乱れるまでなってしまったのです。

- (6) うりにゆつてい、^{ほー}法、^{さだ}定めてい、^{ちすく}規則、^{ふーび}しーなち、^{ばち}褒美とう罰、^{なら}並び行なてい、^{うく}あんし、^{うまんちゆ}御万人、^{をうさ}治みーるぐとうなたんでいぬ^{くとう}事やいびーん。

?uri-ni-juQti, hoo sadamiti, cisuku siinaci, huubi-tu baci narabi ?ukunati, ?aNsi, ?umaNcu 'usamiiru gutu nataN-di-nu kutu 'jaibiiN.

これによって、法を定め、制度を整え、賞罰を並び行い、それで、人民を治めるようになりました。

3 【天人、時双紙を裂き破りしたため、ただ十乾十二支を留めしこと一文字の始】 〈時双紙(ときそうし)〉 / トウチソーシ tuci-soosi /

- (1) ^あ荒り果ていと一^はたるばす、^{むじ}な一^{ねー}だ文字ぬ無らん時、^{ていん}天ぬ人、^{つちゆ}占一^{うらね}ぬ書物、^{すむち}時双紙、^{とうちそーし}持っち、^く此ぬ^{ゆー}世んかい^う降りてい、^{つちゆ}うり、^{ちやー}人ぬ^{なら}達んかい習一^しみしえーびたん。

?arihatitootaru basu, naada muzi-nu neeraN tuci, tiN-nu-Qcu, ?urane-nu sumuci, tucisoosi muQci, kunu 'juu-Nkai ?uriti, ?uri Qcu-nu-caa-Nkai naraasi-misee-bitan.

未開の時代、まだ文字が無い時、天人が、占書(時双紙)を持ってこの世に降下し、これを民に教えました。

- (2) ^{むじ}うぬ文字ぬ^{かじ}数、^{ひゃーくあま}百^あ余い有いびーん。

?unu muzi-nu kazi, hjaaku ?amai ?aibiiN.

その文字の数は、百余りあります。

- (3) ^{あとう}うぬ^{つちゆ}後、ある^{わっ}人ぬ、^{ふいー}悪さる^あ日んかい^く当たと一^{やー}たるむんぬ、^{ちゆく}暮らちよー^{のー}る家、^{ちゆく}作い直さびたん。

?unu ?atu, ?aru Qcu-nu waQsaru hwii-Nkai ?atatootaru-muNnu, kuracooru 'jaa, cukui-noosa-bitan.

その後、ある人が悪い日に当たっているのにもかかわらず、住んでいる家を作り直しました。

- (4) ^{ていん}天ぬ人、^{つちゆ}うり^{うみ}御目かきてい、^{とうちとう}時取や一、^ゆ呼でい、^い言みしえーびたん。

tiN-nu-Qcu ?uri ?umikakiti, tuci-tujaa 'judi, ?i-misee-bitan.

天人はこれを御覧になって、占者を召して言われました。

- (5) 「^{ちゆー}今日や、^{わっ}いっペー^{ふいー}悪さる日^{ぬー}やるむんぬ、^い何んでい^い言ち、^{つちゆ}うぬ^{やー}人んかい、^{のー}家、^{のー}直し

みてい、^ふ葺^のち直^しみ^たが？」

cuu-ja ?iQpee 'waQsaru hwii 'jaru-muNnu, nuu-Ndi-?ici, ?unu Qcu-Nkai 'jaa, noo-simiti, huci-noo-simita-ga?

「今日は大凶なのに、その人に部屋を直し、屋根を葺き直させたのは、何ゆえなのか？」と。

(6) あんし、^{とうちとう}時取やーや、いれーやびたん。

?aNsi, tuci-tujaa-ja ?iree-jabitaN.

占者が答えて言いました。

(7) 「あん^{ちちよ}人ー、くまんかい^{ちち}来、^{とうー}問らんむんぬ、うれー、ちゃーしえーましやいびーが？」。

?aN Qcoo kuma-Nkai Qci, tuuraN-muNnu, ?uree, caa see masi 'jaibii-ga?

「あの人はやって来て問わないのに、これをどうすることができましようや」と。

(8) ^{ていん}天ぬ人ー、^{ていっぶく}立腹しみそーち、^い言みしえーびたん。

tiN-nu-Qcoo diQpuku si-misooci, ?i-misee-bitan.

天人が怒って言われました。

(9) 「うぬ^{ちちよ}人ー、^{うる}愚かむんやくとう、^し知らんどうある。

?unu Qcoo ?urukamuN 'jakutu, siraN-du ?aru.

「あの者は、愚かで知らないだけなのだ。」

(10) ^{いゃー}汝や、^{ぬー}何んち、うんまんかい^{うん}行じ、^ち告ぎらんたが」。

?jaa-ja nuu-Nci ?Nma-Nkai ?Nzi, cigiraNta-ga?

お前は何で行って告げなかったのか」と。

(11) あんし、うぬ^{すむち}書物、^{うん}奪ばい^{とう}取てい、^{ふい}引ち^や破てい、^{ていぬ}天^{ぬぶ}んかい上^みしえーびたん。

?aNsi, ?unu sumuci ?Nbai-tuti, hwici-jati, tinu-Nkai nubu-misee-bitan.

ついに、その書を奪って、裂き破って天に上られました。

(12) ^{なま}今、^{ぬく}残とーしえー、^{じっかんじゅーにし}十千十二支^だき^どう^やいびーる。

nama nukutoo-see, ziQkaN-zuunisi-daki-du 'jaibiru.

今、残存しているものは、十干十二支のみに過ぎません。

4 【神水を飲んで君臣の義を誓ひしこと一世誓】 〈神文の水（しんものみづ）〉 / シン

ムンヌ ミジ siNmuN-nu mizi /

- (1) 大昔ぬ礼とうっし、御主加那志前ぬ、王んかい就ちみしえーるばす、必なじ良一日、
 選でい、諸々ぬ臣下、御城ぬ御殿んかい呼でい、あんし、国中ぬ、男、女、平等
 所そーな番所んかい集みてい、うぬ後、時ユタ、御願っし、「ウルン」でい言る香
 ぬ灰、水んかい溶かち、飲まさびたん。

?uuNkasi-nu rii-tuQsi, ?usuganasiimee-nu 'oo-Nkai cici-miseeru basu, kaNnazi
 'ii hwii ?iradi, murumuru-nu siNka, ?ugusiku-nu ?udunu-Nkai 'judi, ?aNsi,
 kunizuu-nu 'ikiga, 'inagu, hwirazu-soona baNzu-Nkai ?acimiti, ?unu ?atu, tuci-
 juta ?ugwaN-Qsi "PuruN"-di ?juru koo-nu hwee mizi-Nkai tukaci, numasa-bitan.
 大昔の礼として、王が即位なされると、必ず吉日を選んで、群臣を禁中に召し、かつ、
 国中の男女を獄所（平等所）に集めて、そして、男女の占者がまじないをし、焼いた
 灰である「ウロン」を水に溶かして、飲ませました。

- (2) 中昔から此ぬかた一、御主加那志前ぬ、王んかい就ちみしえーれ一、必なじ良一日、
 選でい、多一くぬ諸々ぬ臣下、護国寺んかい呼でい、シジ高さる「神文ぬ水」、飲ま
 しみてい、うりから、使一ぬ者ぬ達、諸間切、諸島んかい遣らち、「神水」、人ぬ
 達んかい飲まち、いちまでいん君臣ぬ義理、守てい、決してい二心、持たんぐとう、
 しみそーちゃんていぬ事やいびーん。

nakaNkasi-kara kunu kataa, ?usuganasiimee-nu 'oo-Nkai cici-miseeree, kaNnazi
 'ii hwii ?iradi, ?uhooku-nu murumuru-nu siNka, gukukuzi-Nkai 'judi,
 sizidakasaru "siNmuN-nu mizi" numa-simiti, ?urikara, cikee-nu muN-nu-caa,
 sju-maziri sju-sima-Nkai 'jaraci, "kami-mizi" Qcu-nu-caa-Nkai numaci,
 ?icimadiN kuNsiN-nu ziri mamuci, cisiti hutagukuru mutaN-gutu, si-misooaN-
 di-nu kutu 'jaibiiN.

中昔よりこのかたは、王が即位なされると、必ず吉日を選んで、多くの群臣を護国寺に
 召し、霊社の「神文の水」を飲ませ、かつ、使者を諸郡諸島に遣わして、神水を庶民
 に飲ませて、永く君臣の義を守り、決して二心がないようになさいました。

5 【首里城庭南の城殿のこと】 〈城殿（ぐしく・とうん）〉 / グシクドゥン gusikuduN /

- (1) 昔ぬ世、百浦添ぬ御庭ぬ南むていーんかい、城殿、南ぬ御殿ぬ番所ぬ所んか

い^あいびーたしが、うぬ^{くしくどらん}城^{はじ}殿、初^たみてい^た建てい^たやびたん。

'Nkasi-nu 'juu, muNdasii-nu ?unaa-nu hwee-mutii-Nkai, gusikuduN, hwee-nu-
?uduN-nu baNzu-nu tukuru-Nkai ?aibiita-siga, ?unu gusikuduN hazimiti tati-
jabitaN.

昔の世、禁城のお庭の南に、城殿（南殿番所の地に有った）を創建しました。

- (2) 近^{ちか}さる世^{ゆー}なてい、うぬ^{くしくどらん}城^や殿一、止^{あらた}みてい、改^{うばんじゆ}みてい^た御番所、建てい^たやびたん。

cikasaru 'juu nati, ?unu gusikudunoo 'jamiti, ?aratamiti ?ubaNzu tati-jabitaN.
近世に至って、その城殿を廃し、改めて御番所を構えました。

- (3) あんやいびーしが、ゆかい^{にんとうち}年^た時ぬ^た経^いつちよーいびーくとう、何時^{いち}ぬ^み御代^ゆに、初^{はじ}みてい^た
建て^たいてい、何時^{いち}ぬ^み御代^ゆに、止^やみたがんでいぬ^く事一、分^{わか}かやびらん。

?aNjaibiisiga, 'jukai niNtuci-nu taQcoo-ibii-kutu, ?ici-nu miju-ni hazimiti
tatiti, ?ici-nu miju-ni 'jamita-ga-Ndi-nu kutoo, 'waka-jabiraN.

しかしながら、年がすでに久しく経っているので、いつの代に興し、かつ、廃したの
かを知りません。

6 【朝賀の日にオモロを唱ひしこと】 〈神歌（おもしろ）〉 / ウムル ?umuru /

- (1) 昔^{んかし}ぬ^{ゆー}世、冬^{とうんじー}至^{くわんたん}とう、元^{そーくわち}旦^{じゆーく}、う^{ふか}り^うから、正^う月^すぬ^が十^{なし}五^{めー}日、う^なぬ^な他、御^{ちゆー}主^が加^{ふいー}那^う志^す前^がぬ^{なし}、^{めー}唐^{から}破^{ふわ}風^{ふー}ぬ^{たま}玉^{じやー}座^ん
ん^かかい、う^ちえ^かーん^{ちやー}し^{えー}る^ばそ^{かみうた}ー、神^な歌、な^い、ウ^いム^いル^いミ^いヒ^いヤ^いシ^いんでい^い言^いち^いよ^いーい^いび^いー
しが、う^{とうな}り、唱^{りー}ゆる^あ礼^あぬ^あ有^あい^あび^あー^あたん。

'Nkasi-nu 'juu, tuNzii-tu gwaNtaN, ?urikara, soogwaci-nu zuugu-nici, ?unuhuka,
?usuganasiimee-nu siNka-nu-caa nuNkaki-miseeru cuuga-nu hwii-nee,
?usuganasiimee-nu karahwaahuu-nu tama-zaa-Nkai ?uceeNseeru basoo, kami?uta,
naa, ?umuru-mihijasi-Ndi ?icoo-ibii-siga, ?uri tunajuru rii-nu ?a-ibiitaN.

昔の世、冬至・元旦・正月十五日、その他の朝賀の日、国王が唐破風（俗に撞御格子
と称する）の玉座にお出ましになるとき、神歌（俗にオモロミヒヤシと称する）を唱
える礼がありました。

- (2) あんやいびーしが、今^{なま}、うぬ^{りー}礼^うや、打^うち^ち切^ちら^ちつと^ちーい^ちび^ちーん。

?aNjaibiisiga, nama, ?unu rii-ja ?uci-ciraQtoo-ibiiN.

しかしながら、今、その礼を取り止めています。

- (3) 何時ぬ御代に打ち切らったがんでいぬ事一、分かやびらん。

?ici-nu miju-ni ?uci-ciraQta-ga-Ndi-nu kutoo 'waka-jabiraN.

いつの代に取り止めたのかを知りません。

7 【元旦に辺戸及び吉方の二水を献ぜしこと】 〈御水 (うびー)〉 / ウビー ?ubii /

- (1) 昔ぬばすから、師走ぬ二十日に、時之大屋子んでい言る役人、一人、辺戸んかい、遣らち、あんし、うんまをうてい他ぬ祝女んかい神念願しみやびたん。

'Nkasi-nu basu-kara, siwaasi-nu hacika-ni tuci-nu-?uhujaku-Ndi ?juru 'jakuniN cui, hwidu-Nkai 'jaraci, ?aNsi, ?Nma-uti huka-nu nuuru-Nkai kami-niNgwaN simi-jabitaN.

昔の時から、十二月二十日に、時之大屋子一人を辺戸に遣わせて、他のノ口に祈祷させました。

- (2) あんし、うんまから、時之大屋子一、水、な一、御水、取てい来一びたん。

?aNsi, ?Nma-kara tuci-nu-?uhujakoo, mizi, naa, ?ubii tuti caabitaN.

そして、そこから時之大屋子は水を取ってきました。

- (3) 二十八日ないね一、当勢頭官でい言る役人ぬ、うぬ事、御主加那志前んかいうんぬきてい、うぬ水、大切に格護つし、御照堂んかい、うちきやびたん。

nizuuhaci-nici nai-nee, ?atai-sidu-kwaN-di ?juru 'jakuniN-nu ?unu kutu, ?usuganasiimee-Nkai ?uNnukiti, ?unu mizi teesici-nu kakugu-Qsi, gusuudoo-Nkai ?uciki-jabitaN.

二十八日になって、当勢頭官が、そのことを国王に申し上げ、固くその水を封じて、御照堂に置きました。

- (4) 元旦に、シェートウク、な一、福ぬ神んでい呼ど一る、良一はらぬ水、取ていちや一に、しぐに、女官ぬ、内庫理ぬアムシラリ、代わてい、辺戸ぬ水はじめ、良一はらぬ御水、御主加那志前んかい、うさぎやびたん。

gwaNtaN-ni seetuku, naa, huku-nu-kami-Ndi judooru 'ii hara-nu mizi tuti caani, sigu-ni njukwaN-nu ?ucigui-nu ?amusirari, kawati, hwidu-nu mizi hazimi, 'ii hara-nu ?ubii, ?usuganasiimee-Nkai ?usagi-jabitaN.

元旦に、吉方 (俗に歳徳と呼ぶ) の水を取ってきて、さっそく女官の内庫理のアムシラレが、転じて辺戸ならびに吉方の水を国王様に献じました。

- (5) 近^{ちか}さる^{ゆー}世^ーな^ーてい、うぬ^{くと}事^ー、うち^ち切^ーら^ーつとーい^ーび^ーん^(注4)。

cikasaru 'juu nati, ?unu kutoo ?uci-ciraQtoo-ibiiN.

近世に至って、そのことを取り止めました。

○注

- (注1) 『遺老説伝』の八番目に出てくる話が「眠^{にーぶ}い^{むしじらー}虫^ー次^ー良^ー」である。「眠^{にーぶ}い^{むしじらー}虫^ー次^ー良^ー」に続き、今回の翻訳においても伊狩典子氏（首里儀保出身・1931年生まれ・女性）の多大なご協力を得た。
- (注2) もとから沖縄語で書かれている題もある。この場合、〈〉内と / / 内はほぼ同じになる。
- (注3) 付属語あるいは複合語後部要素になったときの /j//w/ については、ゆるやかな声立てを音声的に示す / / を省略し、単に /j//w/ と表記することにする。
- (注4) 原文は以下が割注部分となっており、吉方の水を取る井戸の名が具体的に記されているが、今回は省略した。現在、それらがどのように地元方言で呼ばれているかをみな調べた上で提示することにしたい。

○引用文献

- 嘉手納宗徳[編訳] 1978 『球陽外巻 遺老説伝』（沖縄文化史資料集成6） 角川書店
- 国立国語研究所[編] 1963 『沖縄語辞典』 大蔵省印刷局
- 西岡敏 2000 「沖縄語五十音図と動詞カナ活用表」『沖縄学』第4号 沖縄学研究所：
pp. 54-68
- 西岡敏 2005 「沖縄語首里方言による民話テキスト『眠^{にーぶ}い^{むしじらー}虫^ー次^ー良^ー』」『琉球の方言』第
29号 法政大学沖縄文化研究所：pp. 87-106
- 琉球史料研究会[発行] 1960 『琉球民話集全巻 球陽外巻遺老説伝口語訳』 三ツ星印
刷所[印刷]